

埼玉県消防学校再整備基本計画策定等支援業務委託企画提案競技実施要領

埼玉県消防学校再整備基本計画策定等支援業務委託に関する企画提案競技の実施については、この要領に定めるとおりとする。

1 委託業務名

埼玉県消防学校再整備基本計画策定等支援業務委託

2 委託する業務の内容

別紙「埼玉県消防学校再整備基本計画策定等支援業務委託仕様書（公募用）」（以下「仕様書」という。）のとおりに

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

4 予算額

上限 19,844千円

※本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

5 参加資格

次の（１）～（８）のすべてを満たす事業者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者ではないこと。
- （２）埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- （３）企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- （４）企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者ではないこと。
- （５）民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。
- （６）法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべ

き税金を滞納している者ではないこと。

(7) 公示を開始した日から過去20年間に地方公共団体等との業務委託契約により、次の条件いずれかを満たす業務実績があること。

ア 「消防学校または庁舎等の基本計画等に関する策定支援業務」

イ 「消防学校または庁舎等の調査・設計等に関する業務」

(8) 本企画提案競技に複数の企業で参加する場合は、次に掲げる全ての要件を満たしていること。

ア すべての構成員が前記(1)から(6)の要件を満たしていること。

イ 代表構成員が前記(7)の要件を満たしていること。

ウ 各構成員は、他の構成員として又は単独で本企画提案競技に参加していないこと。

6 スケジュール

募集から業務の受注者の決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

令和8年2月24日(火)

要領の公開(ホームページへの掲載)

令和8年2月25日(水)

質問受付、参考資料配付の開始

令和8年3月4日(水) 正午まで

質問受付期限

令和7年3月6日(金)

質問への回答(ホームページへの掲載)

令和8年3月16日(月) 午後5時まで

企画提案競技参加申請書の提出期限

令和8年3月18日(水) 午後5時まで

企画提案書等の提出期限

令和8年3月24日(火)～26日(木)

プレゼンテーション審査(いずれか1日)

令和8年4月以降

委託先候補者選定、契約締結

7 企画提案募集から受注者決定までの手続き

(1) 質問の受付及び回答

ア 質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

(ア) 質問方法

「埼玉県消防学校再整備基本計画策定等支援業務委託に係る企画提案競技

に関する質問書」(様式第1号)に記入の上、電子メールで提出すること。提出後、電話による到達確認を行うこと。なお、電話及び来所による質問には、簡易なものを除き応じない。

(イ) 電子メール送付先

a3165-27@pref.saitama.lg.jp

(ウ) 電子メールの件名

「埼玉県消防学校再整備基本計画策定等支援業務委託」質問書(法人名)

(エ) 質問受付期間

令和8年3月4日(水)正午まで

イ 質問への回答

質問事項への回答は令和8年3月6日(金)に県ホームページに掲載する。

(2) 参考資料の受取

企画提案の参考資料として、県ホームページに掲載している埼玉県消防学校再整備基本構想を確認するとともに、令和8年度の課題等を希望する者に対して配付する。参考資料の受取は以下に基づき行うものとする。

ア 参考資料の受け取り方法

事前に電話連絡の上、「イ 来所先」まで来所すること。

イ 来所先

埼玉県危機管理防災部消防課消防・救急担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県危機管理防災センター2階消防課内

電話：048-830-8151

ウ その他

受取者の連絡先等を確認できるもの(名刺等)を持参すること。

参考資料については、本提案のためにのみ使用することとし、他の目的への利用は一切認めない。

(3) 企画提案競技参加表明

本企画提案に参加を希望する法人(以下「参加希望者」という。)は、以下に基づき、予め参加表明を行うものとする。

ア 参加表明手続き

「埼玉県消防学校再整備基本計画策定等支援業務委託に係る企画提案競技参加申請書」(様式第2号)を電子メールで提出すること。提出後、電話による到達確認を行うこと。

イ 電子メール送付先

a3165-27@pref.saitama.lg.jp

ウ 電子メールの件名

「埼玉県消防学校再整備基本計画策定等支援業務」企画提案競技参加申請書
(法人名)

エ 提出期間

令和8年3月16日(月)午後5時まで(必着)

(4) 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は以下に基づき行うものとする。

ア 提出書類

別添「仕様書」を参照の上、実施要領「8 企画提案書等」に示す書類を提出すること。

イ 提出方法

原則として電子データを電子メールで提出すること。ただし、電子データでの提出ができない書類は、持参又は郵送によること。

※持参の場合は平日の9時から17時までの受付とする。

※郵送の場合は簡易書留等文書の到達が確認できる方法とすること。

ウ 提出先

埼玉県危機管理防災部消防課消防・救急担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県危機管理防災センター2階消防課内

電話：048-830-8151

メール：a3165-27@pref.saitama.lg.jp

※メールの受付容量は10メガバイトまでです。

これ以上になる場合は御相談ください。

エ 提出期間

令和8年3月18日(水)午後5時まで(必着)

オ その他

(ア) 企画提案書等の提出については1提案者につき1提案に限る。(複数提案は不可)

(イ) 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

(ウ) 参加申請に係るすべての費用(企画提案書の作成などに要する費用等)は参加希望者の負担とする。

8 企画提案書等

(1) すべての参加希望者が提出する書類等

提出する書類は以下のとおりとする。

なお、様式は任意とするが、原則としてA4判とすること。

ア 企画提案書

企画提案書は以下の構成で 20 ページ以内（表紙、目次は除く）とし、ページ番号を付与すること。

（ア）表紙

- ・表題（埼玉県消防学校再整備基本計画策定等支援業務委託 企画提案書）
- ・応募者の住所、代表者氏名並びに連絡担当者の氏名、電話番号、メールアドレス

（イ）目次

（ウ）提案内容等

提案項目	内容
1 実施体制 (1) 類似業務の受託実績	<p>実施要領の 5（7）の業務委託に関する履行実績について、次の①～④の事項を記述すること。</p> <p>なお、複数の企業で提案する場合は、どの構成企業による実績であるかを明記すること。</p> <p>① 団体名、② 実施年度、③ 契約金額、 ④ 委託概要（成果含む）</p>
1 実施体制 (2) 業務の実施体制	<p>実施体制図、配置を予定している人員の氏名、所属、役割、過去の実績、保有資格等を記述すること。想定による記述である場合は、該当箇所に（想定）と記入すること。</p>
1 実施体制 (3) スケジュールの実効性	<p>本業務委託の全体スケジュールと仕様書「6 業務内容」に示す各項目の実施期間及び必要工数を表形式で記述すること。</p> <p>なお、作成に当たっては、実効性のある最適なスケジュールを提案すること。また、受託者はもとより、本県職員の作業スケジュールも記述すること。</p>
2 企画提案内容 (1) 敷地を有効に活用するための施設配置の検討	<p>各施設配置について、消防学校は平時には消防職員の教育訓練、災害時には県外からの応援部隊の活動拠点の役割を担うことから、基本構想に記載されている再整備の方向性等に基づき、検討内容や実施方法について記述すること。</p>
2 企画提案内容 (2) 校舎（教育機能）の集約化の検討	<p>校舎棟・厚生棟については、「校舎棟等を残した場合」と「教育機能を集約化した場合」で比較検討すること。特に、建築費用などライフサイクルコストや施設の配置、必要な延床面積などにより検討すること。併せて、学校教育の継続にも留意すること。以上を踏まえ、検討内容や実施方法について記述すること。</p>

<p>2 企画提案内容 (3)独自提案（任意）</p>	<p>本業務の成果をより一層高めるために、上記以外の事項、若しくは全体を通じて提案事項があれば記述すること。</p>
---------------------------------	--

イ 見積書

経費を積算した内訳書を添付すること。

宛名は「埼玉県知事 大野元裕」宛とし、代表者印の押印は不要。

ウ 法人の概要が分かるもの（既存の会社案内、パンフレット等）

※複数の企業により参加する場合は、すべての構成員が提出すること。

エ 類似業務実績調書（様式第3号）

「5 参加資格」の（7）公示を開始した日から過去20年間に地方公共団体等との業務委託契約により、「消防学校または庁舎等の基本計画等に関する策定支援業務」又は「消防学校または庁舎等の調査・設計等に関する業務」のいずれかについて元請けとして受託し、履行した実績が確認できる書類（契約書及び業務完了報告書等の写し）を添付すること。

オ 実施要領の「5 参加資格」を満たしている旨の誓約書（様式第4号）

※複数の企業により参加する場合は、すべての構成員が提出すること。

カ 構成員一覧表（様式第5号）、委任状（様式第6号）及び共同企業体協定書（様式任意）

※複数の企業により参加する場合のみ提出すること。

9 審査・選定

(1) 審査方法

ア 県は本業務に関する企画提案競技審査要領委員会により、「(2)プレゼンテーション審査」に基づき、企画提案の内容や業務実施能力などを総合的に審査する。

イ 選定委員会による審査の結果、最も評価が高かった提案者を契約先候補者に選定する。

企画提案書等を提出した者が1者のときは、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託先候補者として選定する。

(2) プレゼンテーション審査

ア 開催日時

令和8年3月24日（火）～26日（木）のいずれかの1日

埼玉県庁周辺を予定

※ 参加者に対して実施日、開始時間、会場等を電子メールで連絡する。

※ 原則として対面での開催を予定しているが、状況等によりオンライン開

催とするなど開催方法等を変更する可能性がある。なお、その場合は詳細が決まり次第電話又は電子メールで連絡する。

イ プレゼンテーション等の時間

1者あたりプレゼンテーション時間は20分以内、質疑は10分程度とする。

ウ 出席者

1者につき5名以内、業務委託の履行に当たっての協力企業の参加も可とするが、主たる説明者は本業務を実施する際の実務担当者とする。なお、正当な理由なく参加しなかった者の提案は無効とする。

エ その他

プレゼンテーションは、提出された企画提案書等を用いるものとし、パソコンの持ち込みも可能とする。

(3) 審査項目・配点

審査項目、配点は次のとおりとする。

審査項目・内容	配点
1 実施体制	
類似業務の受託実績	20
業務の実施体制	10
スケジュールの実効性	10
2 企画提案内容	
敷地を有効に活用するための施設配置の検討	20
校舎（教育機能）の集約化の検討	20
独自提案	15
3 見積額	5

(4) 審査結果の通知

審査結果は、プレゼンテーション審査参加者全員に対して電子メールで速やかに通知する。

10 契約の相手方の決定方法

県は、委託先候補者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合は当該委託先候補者から改めて見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。

なお、見積額については、正当な理由があると県が認める場合を除き、企画提案時からの増額は認めない。

ただし、委託先候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は「5 参加資格」を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、当該候補者に対して資格を取り消す旨の通知をした後、次点の事業者を新たな候補者とし、改めて協議を行う。

11 企画提案書等の情報公開

契約締結後、契約の相手方となる企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う。

また、県民等からの情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案書等の情報公開を行う場合がある。

12 その他留意事項

(1) 提案の失格、無効

次の各号いずれかに該当する申込みは無効とする。

ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの

イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの

ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの

エ 指定する提出期限を越えて提出したもの

オ 「8 企画提案書等」に示す提出書類がないもの

カ 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの

(2) 企画提案競技の停止、中止及び取り消し

令和8年度当初予算案の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったとき等、緊急やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用は埼玉県に請求することはできない。

(3) その他

ア 契約の相手方は、この契約の締結と同時に契約金額の100分の1以上を乗じた額を契約保証金として納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 本企画提案競技に係る一連の手續及び契約等に関する手續において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

13 問い合わせ先

埼玉県危機管理防災部消防課消防・救急担当

担当者：村松、柳、渡部

電話：048-830-8151

メール：a3165-27@pref.saitama.lg.jp